

持続可能な木質原材料調達

基本的な考え方

— 日本製紙グループの木質原材料調達のポイント

- 持続可能であること（サステナビリティ）
- 木材の出所が明らかであること（トレーサビリティ）
- きちんと説明ができること（アカウンタビリティ）

持続可能な森林経営と調達

— 持続可能な森林経営

持続可能な森林経営とは、経済的な持続性のもとより、環境・社会面の持続性に対する配慮も意味します。

日本製紙グループの持続可能な森林経営の定義

- 1) 生物多様性の保全がなされていること
- 2) 森林生態系の生産力および健全性が維持されていること
- 3) 土壌および水資源が保全されていること
- 4) 多面的な社会の要望に対応していること

— 持続可能な木質原材料調達

i. 自社林からの調達：

- 適切な計画と管理の上で調達しています。持続可能性について、第三者認証である森林認証を取得しています。
 - ▶ 国内外での森林認証取得率：100%
- 海外植林事業を推進し、自社資源の活用による安定調達を図っています。

ii. 外部からの調達：

- サプライチェーン・マネジメントを強化し、木質原材料が産出される森林まで遡って確認することのできる調達体制の構築を推進しています。
- 木質原材料調達が適切に行われていることを確認するツールとして森林認証制度を活用しています。

iii. サプライチェーン・マネジメントの強化

- サプライヤーのリスク評価として以下を実施しています。
 - ▶ 新規サプライヤー：現地視察およびサプライヤーアンケートの実施により、日本製紙グループの調達方針に見合うか、またリスクの有無を確認したうえで取引開始。
 - ▶ 既存のサプライヤー：定期的な現地視察および毎年のサプライヤーアンケートの実施などでリスクの有無を確認。
- サプライヤーとの契約時には森林認証のステータスを確認しています。

iv. 調達に関わる従業員のスキルアップ

- 当社では木質原材料の調達に関わる従業員に対し、持続可能な資源調達に関する社内研修を実施し、全員が受講しています。



森林認証とは：
<https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/sustainability/certification/>

違法伐採材の排除

- 日本製紙、日本製紙パピリア、日本製紙クレシアは、調達する木質原材料の合法性を確認することを目的に「合法証明デューデリジェンスマニュアル」を策定し、国内外から調達する全ての木質原材料に対してデューデリジェンスを実施しています。
 - ▶ 新規取引先：新規取引時に実施
 - ▶ 既存の取引先：毎年定期的実施
- 2020年度も全ての木質原材料についてデューデリジェンスを実施し合法性を確認しています。

→ 合法証明デューデリジェンスマニュアル：
<https://www.nipponpapergroup.com/csr/DDmanual.pdf>

— クリーンウッド法への対応

2017年施行の「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称：クリーンウッド法）で定められた第一種、第二種登録木材関連事業者として、当社と日本製紙木材は2018年に、日本製紙パピリアと日本製紙クレシアは2019年に、それぞれ登録を完了。各社は同法に基づき、対象物品の合法性を確認しています。

クリーンウッド法の登録内容

登録事業者名	登録番号	有効期間	登録実施機関	対象物品
日本製紙	JIA-CLW-I,II 17024号	2018年3月19日～ 2023年3月18日	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパーおよびトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの
日本製紙パピリア	JIA-CLW-I,II 19001号	2019年4月26日～ 2024年4月25日		
日本製紙クレシア	JIA-CLW-I,II 19002号	2019年4月26日～ 2024年4月25日		
日本製紙木材	JPIC-CLW-I,II 54号	2018年7月6日～ 2023年7月5日	公益財団法人 日本合板検査会	丸太、ひき板および角材、単板および突き板、合板・単板積層材および集成材、木質ペレット・チップ状または小片状の木材

木質原材料調達に関するアクションプラン

当社グループは「原材料に関する理念と基本方針」に基づき、CSR調達を実践していくために、アクションプランを制定・実行しています。

→ 木質原材料調達に関するアクションプラン：
<https://www.nipponpapergroup.com/csr/forest/sustainability/actionplan/index.html>

持続可能な木質原材料調達のしくみ

「原材料調達に関する理念と基本方針」		
木質原材料調達に関するアクションプラン		
	国産材	海外材
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●グリーン購入法での政府調達による違法伐採対策の取り組みのなかで林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」に基づく 	<ul style="list-style-type: none"> ●「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示された「個別企業等の独自の取組による証明方法」で対応 ●日本製紙連合会が定めた「違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針」に基づく
実施内容	全体	●クリーンウッド法に基づき定めた合法証明DDS（デュー・ディリジェンス・システム）による確認
	合法性・トレーサビリティの確認	<ul style="list-style-type: none"> ●林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づくトレーサビリティの確保 ●森林施業に関連する法規とその順守、樹種、森林認証の取得の有無などの基本情報を確認
	持続可能性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ●船積み単位で「木材の伐採地域、サプライヤーが関連法規を順守し違法伐採材が含まれていないこと」を、関連書類で確認 ●駐在員による調査、確認 ●アンケート調査、現地ヒアリング（森林施業に関する法規とその順守、樹種、森林認証の取得の有無などの基本情報を確認し、トレーサビリティの充実を図っている） <p>*2020年度に購入した輸入チップ、パルプについて、各サプライヤーからのアンケート調査と船積書類などにより違法伐採による材を含んでいないことを確認済み</p>
	第三者監査	<ul style="list-style-type: none"> ●サプライヤーへのアンケート調査*（1回/年）や現地でのヒアリングなどにより、下記の事項を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・人権や労働についての方針あるいはそれらに対処するシステムの確立（労働者が団体交渉権と自由な結社権を持っていること、強制労働・児童労働・差別がないこと、健康と安全が守られていること、先住民の権利に配慮していること） ・公正な取引の実施 ・社会貢献活動を通じた地域社会との融和 ・環境への配慮 ・生物多様性に配慮した森林施業の実施 ・生物多様性調査の実施状況 ・森林認証の取得状況 ※輸入チップ、国内外パルプを対象 ●日本製紙グループの調達方針をサプライヤーアンケート（日英）に記載することで浸透
実績（2020年度）	全サプライヤー（チップ359件、パルプ4件）で上記アクションプランへの適合を確認	全サプライヤー（チップ23件、パルプ10件）で上記アクションプランへの適合を確認

第三者による持続可能な森林経営の検証

森林認証制度：持続可能な経営がされている森林を第三者機関が認証する制度

日本製紙では

- 国内・海外全ての自社林で森林認証を取得
- 木質原材料の全てがPEFCまたはFSC®で認められた材（森林認証制度におけるFM認証を取得した森林から産出した材もしくはCoC認証においてリスク評価が行われた材のみを調達）